

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (子育て支援課) 5
- 亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (子育て支援課) 22
- 亀岡市立保育所条例の一部改正 (子育て支援課) 37
- 亀岡市保育の実施に関する条例の廃止 (子育て支援課) 37
- 亀岡市福祉事務所設置条例及び亀岡市福祉医療費支給条例の一部改正 (子育て支援課) 38
- 亀岡市病院事業の設置等に関する条例の一部改正 (病院総務課) 38
- 亀岡市水道事業の設置等に関する条例及び亀岡市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正 (総務・経営課) 39
- 亀岡市議会基本条例の一部改正 (議会事務局) 39
- 亀岡市議会議員定数条例の一部改正 (議会事務局) 41

—— 規 則 ——

- 亀岡市事務分掌規則の一部改正 (夢ビジョン推進課) 41
- 亀岡市総合福祉センター条例施行規則の一部改正 (地域福祉課) 41

- 亀岡市生活保護法施行細則の一部改正 (地域福祉課) 43
- 亀岡市保育所保育料徴収規則の一部改正 (子育て支援課) 44
- 亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部改正 (建築住宅課) 45
- 亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部改正 (保険医療課) 46

—— 告 示 ——

- 亀岡市奨学金支給要綱等の一部改正 (子育て支援課) 46
- 亀岡市臨時福祉給付金支給事業実施要綱等の一部改正 (地域福祉課) 47
- 亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱の一部改正 (子育て支援課) 49
- 亀岡市予防接種費用助成金交付要綱の一部改正 (健康増進課) 50
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 51
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 51
- 公示送達 (税務課) 52
- 市道路線の認定に関する告示 (土木管理課) 53
- 市道路線の区域に関する告示 (土木管理課) 54
- 市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 55
- 市道路線の廃止に関する告示 (土木管理課) 57

○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課) 57	—— 任免及び辞令 ——
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 62	議会事務局欄
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 67	—— 規 則 ——
○地縁団体の認可 (自治防災課) 67	○亀岡市議会会議規則の一部改正 90
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 68	監査委員欄
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 68	—— 公 表 ——
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 68	○平成25年度行政監査結果に対する措置状況 91
○放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 68	○平成26年度工事監査 92
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 69	公平委員会欄
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 69	—— 告 示 ——
—— 訓 令 ——	○職員団体の登録 97
○亀岡市総合計画策定推進委員会設置規程 (夢ビジョン推進課) 70	上下水道部欄
—— 公 告 ——	—— 告 示 ——
○南丹都市計画生産緑地地区の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課) 71	○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示 98
○農業経営基盤強化促進基本構想の変更 (農林振興課) 71	○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 99
○一般競争入札 (条件付き) の執行 (契約検査課) 72	○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 99
○一般競争入札 (条件付き) の執行 (契約検査課) 76	
○一般競争入札 (条件付き) の執行 (契約検査課) 79	
○亀岡農業振興地域整備計画の変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 84	
○一般競争入札 (条件付き) にかかる特定建設工事共同企業体の公募 (契約検査課) 84	
○捕獲犬の抑留 (環境政策課) 89	

公布された条例のあらまし

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例要綱

- 1 子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めることとした。
- 2 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行することとした。

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例要綱

- 1 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めることとした。
- 2 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとした。

亀岡市立保育所条例の一部を改正する条例要綱

- 1 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の一部改正により、保育所の入所要件が変更されることに伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとした。

亀岡市保育の実施に関する条例を廃止する条例要綱

- 1 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の一部改正に伴い、保育の実施基準を市町村が条例で定める旨の規定が削除されたため、亀岡市保育の実施に関する条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとした。

亀岡市福祉事務所設置条例及び亀岡市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例要綱

- 1 母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 地方公営企業法施行規則の一部改正に伴い、資本剰余金の処分の方法において、固定資産についてのみなし償却制度に係る規定を廃止することとした。
- 2 効果的な事業の運営を図るため、利益の処分について、積立金への積立方法の見直しを行い、積立割合を改正することとした。
- 3 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市水道事業の設置等に関する条例及び亀岡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 地方公営企業法施行規則の一部改正に伴い、資本剰余金の処分の方法において、固定資産

についてのみなし償却制度に係る規定を廃止することとした。

- 2 効果的な事業の運営を図るため、利益の処分について、積立金への積立方法の見直しを行い、積立割合を改正することとした。
- 3 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

条例

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成26年10月4日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第21号

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準
 - 第1節 利用定員に関する基準（第5条）
 - 第2節 運営に関する基準（第6条－第35条）
 - 第3節 特例施設型給付費に関する基準（第36条・第37条）
- 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準
 - 第1節 利用定員に関する基準（第38条）
 - 第2節 運営に関する基準（第39条－第51条）
 - 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第52条・第53条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。
- (10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- (11) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- (12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定

する支給認定の有効期間をいう。

- (14) 教育・保育 法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。
- (15) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (16) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (17) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- (18) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。
- (19) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (20) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
- (21) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
- (22) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。
- (23) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。
- (24) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

（一般原則）

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（暴力団の排除）

第4条 特定教育・保育施設等は、次のいずれかに該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に規定する暴力団員等

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第5条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第21条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、

特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第7条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない

い。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第8条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場

合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第10条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子

育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第14条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第20条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。))をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。))の支払を受けるものと

する。

- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）
 - (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あら

かじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（施設型給付費等の額に係る通知等）

第15条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定教育・保育の取扱方針）

第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項

の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

（特定教育・保育に関する評価等）

第17条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第18条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じ

るとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第19条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（支給認定保護者に関する市町村への通知）

第20条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

（運営規程）

第21条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第24条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 提供する特定教育・保育の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 第5条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設

の利用に当たっての留意事項（第7条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。）

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第22条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(利用定員の遵守)

第23条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第24条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第25条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第26条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第27条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第28条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第29条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第30条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第40条第4項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第31条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるため

の窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第32条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第33条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業

者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第34条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第35条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第16条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 第13条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録

(3) 第20条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第31条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第33条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第5条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とする。

(特別利用教育の基準)

第37条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第

- 1 項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第14条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第38条 特定地域型保育事業のうち、家庭的

- 保育事業にあつてはその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を1人とする。
- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）

を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第39条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第47条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第43条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第6条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。
(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第40条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項に規定する場合においては、特定地域

型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第43条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第43条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に

確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であ

ると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

3 事業所内保育事業を行う者であつて、第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たつて、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第44条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定

地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつ

て、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（特定地域型保育の取扱方針）

第45条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

（特定地域型保育に関する評価等）

第46条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（運営規程）

第47条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容

- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに特定地域型保育の提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第40条第2項に規定する選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）

第48条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第49条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情

がある場合は、この限りでない。

（記録の整備）

第50条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第45条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画

(2) 次条において準用する第13条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録

(3) 次条において準用する第20条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第31条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第33条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第51条 第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第15条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第20条において同じ。）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第51条において準用する次項及び第20条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項

及び第51条において準用する第20条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第20条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第24条中「運営規程」とあるのは「第47条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第40条第2項及び第

41条第2項を除く。）の規定を適用する。

(特定利用地域型保育の基準)

第53条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第14条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特

定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」と、同条第2項中「(法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第20条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第7条及び第8条の規定は適用しない。

- 2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第14条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の

額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。

- 2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第44条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額の

合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)

第4条 小規模保育事業C型にあつては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第38条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第43条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

「揭示済」

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成26年10月4日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第22号

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則 (第1条-第22条)
- 第2章 家庭的保育事業 (第23条-第27

条)

第3章 小規模保育事業

第1節 小規模保育事業の区分 (第28条)

第2節 小規模保育事業A型 (第29条-第31条)

第3節 小規模保育事業B型 (第32条・第33条)

第4節 小規模保育事業C型 (第34条-第37条)

第4章 居宅訪問型保育事業 (第38条-第42条)

第5章 事業所内保育事業 (第43条-第49条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- (2) 乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。
- (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者(法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、満3歳に満たな

い者及び当該満3歳以上の児童)をいう。

- (4) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。
- (5) 家庭的保育事業 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 家庭的保育事業等 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。

(最低基準の目的等)

第3条 この条例に定める基準(次項及び次条において「最低基準」という。)は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と家庭的保育事業者等)

第4条 家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係

る当事者の意見を聴き、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第5条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、第7条第2号、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに第17条第1項において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(暴力団の排除)

第6条 家庭的保育事業者等は、次のいずれかに該当する者であってはならない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)

(2) 亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡

市条例第24号)第2条第4号に規定する暴力団員等

(保育所等との連携)

第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(家庭的保育事業者等と非常災害)

第8条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第9条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福

社施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第16条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が

当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第22条第2項において同じ。）等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

(4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) 連携施設

(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

(3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う

場合に限る。）

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第18条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第19条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 提供する保育の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに保育

の提供を行わない日

- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を
求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了
に関する事項並びに家庭的保育事業等の利
用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する
重要事項

(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第20条 家庭的保育事業所等には、職員、財
産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明ら
かにする帳簿を整備しておかなければなら
ない。

(秘密保持等)

第21条 家庭的保育事業者等の職員は、正
当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳
幼児又はその家族の秘密を漏らしてはなら
ない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、
正当な理由がなく、その業務上知り得た利用
乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことが
ないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第22条 家庭的保育事業者等は、その行
った保育に関する利用乳幼児又はその保護
者等からの苦情に迅速かつ適切に対応する
ために、苦情を受け付けるための窓口を設
置する等の必要な措置を講じなければな
らない。

2 家庭的保育事業者等は、その行
った保育に関し、当該保育の提供又は法
第24条第6項の規定による措置に係る市
町村から指導又は助言を受けた場合は、
当該指導又は助言に従って必要な改善
を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第23条 家庭的保育事業は、次条第2項に
規定する家庭的保育者の居宅その他の場
所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）
であって、次の各号に掲げる要件を満
たすものとして、市長が適当と認める
場所（次条第1項において「家庭的保
育を行う場所」という。）で実施する
ものとする。

- (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を
設けること。
- (2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、
9.9平方メートル（保育する乳幼児が
3人を超える場合は、9.9平方メー
トルに3人を超える人数1人につき
3.3平方メートルを加えた面積）以
上であること。
- (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、
照明及び換気の設備を有すること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設
けること。
- (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外にお
ける遊戯等に適した広さの庭（付近に
あるこれに代わるべき場所を含む。
次号において同じ。）があること。
- (6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳
以上の幼児1人につき、3.3平方メ
ートル以上であること。
- (7) 火災報知器及び消火器を設置する
とともに、消火訓練及び避難訓練を定
期的に実施すること。

(職員)

第24条 家庭的保育事業を行う場所
には、次項に規定する家庭的保育者、
嘱託医及び調理員を置かなければなら
ない。ただし、次の各号のいずれかに
該当する場合には、調理員を置か
ないことができる。

- (1) 調理業務の全部を委託する場合
- (2) 第17条第1項の規定により搬入
施設から食事を搬入する場合

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項
第1号

に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
- (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第35条第2項において同じ。)とともに保育する場合には、5人以下とする。

(保育時間)

第25条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)が定めるものとする。

(保育の内容)

第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第27条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の

内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 小規模保育事業の区分

第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第29条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第34条第4号及び第5号において同じ。)、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室

(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第31条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第31条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」と読み替えるものとする。

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第32条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第33条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者(第33条において準用する次条及び

第27条において「小規模保育事業者(B型)」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、同条第4号中「次号並びに第34条第4号及び第5号」とあるのは「第33条において準用する次号」と読み替えるものとする。

第4節 小規模保育事業C型

(設備の基準)

第34条 小規模保育事業C型を行う事業所(以下「小規模保育事業所C型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第29条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第35条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(利用定員)

第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第37条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第37条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」と読み替えるものとする。

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第38条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供

に対応するために行う保育

(3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育

(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(5) 居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育

(設備及び備品)

第39条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(職員)

第40条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第41条 居宅訪問型保育事業者は、第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限

りでない。

(準用)

第42条 第25条から第27条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあり、並びに第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは、「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。

第5章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第43条 事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上のその他の乳児又は幼児(法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。)の定員枠を設けなければならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)

第44条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」とい

う。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。)及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左

欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は

冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第7条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第47条 第25条から第27条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第44条に規定する保育所型事業所内保育事業を行う者（第47条において準用する次条及び第27条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及

び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第48条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理

設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第49条において準用する第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号並びに第34条第4号及び第5号」とあるのは「第49条において準用する次号」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（食事の提供の経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第35条第1項本文（調理員に係る

部分に限る。)、第44条第1号(調理室に係る部分に限る。)及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第45条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)並びに第48条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業B型等に関する経過措置)

第4条 第32条及び第48条の規定の適用については、第24条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第32条第1項及び第48条第1項に規定する保育従事者とみなす。

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)

第5条 小規模保育事業C型にあつては、第36条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

「揭示済」

亀岡市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月4日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第23号

亀岡市立保育所条例の一部を改正する条例

亀岡市立保育所条例(昭和30年亀岡市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第1条中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改める。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市保育の実施に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成26年10月4日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第24号

亀岡市保育の実施に関する条例を廃止する条例

亀岡市保育の実施に関する条例（昭和62年
亀岡市条例第6号）は、廃止する。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学
前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提
供の推進に関する法律の一部を改正する法律の
施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平
成24年法律第67号）の施行の日から施行す
る。

「揭示済」

亀岡市福祉事務所設置条例及び亀岡市福祉医
療費支給条例の一部を改正する条例をここに公
布する。

平成26年10月4日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第25号

亀岡市福祉事務所設置条例及び亀
岡市福祉医療費支給条例の一部を
改正する条例

（亀岡市福祉事務所設置条例の一部改正）

第1条 亀岡市福祉事務所設置条例（昭和30
年亀岡市条例第6号）の一部を次のように改
正する。

第3条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子
及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

（亀岡市福祉医療費支給条例の一部改正）

第2条 亀岡市福祉医療費支給条例（昭和50

年亀岡市条例第23号）の一部を次のように
改正する。

第2条第1項第5号中「母子及び寡婦福祉
法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、
「第17条」を「第6条第6項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市病院事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月4日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第26号

亀岡市病院事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例

亀岡市病院事業の設置等に関する条例（平成
14年亀岡市条例第1号）の一部を次のように
改正する。

第7条中「第243条の2第4項」を「第
243条の2第8項」に改める。

第10条第1項中「3分の1を減債積立金に、
3分の1を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、
残余の額を利益積立金に積み立てる」を「全部
又は一部を積立金に積み立てることができる」
に改める。

第11条第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市水道事業の設置等に関する条例及び亀岡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月4日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第27号

亀岡市水道事業の設置等に関する条例及び亀岡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(亀岡市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 亀岡市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年亀岡市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2第4項」を「第243条の2第8項」に改める。

第7条第1項中「3分の1を減債積立金に、3分の1を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、残余の額を利益積立金に積み立てる」を「全部又は一部を積立金に積み立てることができる」に改める。

第8条第3項を削る。

(亀岡市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 亀岡市下水道事業の設置等に関する条例(昭和55年亀岡市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「3分の1を減債積立金に、3分の1を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、残余の額を利益積立金に積み立てる」を「全部又は一部を積立金に積み立てることができる」に改める。

第8条第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月4日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第28号

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例

亀岡市議会基本条例(平成22年亀岡市条例第18号)の一部を次のように改正する。

目次中「第10条の2」を「第10条の3」に、「と見直し手続」を「及び検証等」に改める。

第2条第1項中「意思決定機関」を「意思決定を行う議事機関」に改める。

第3条第5号を次のように改める。

(5) 市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い政策及び施策の実現につながるよう努めること。

第6条第4項中「これら提言者の意見を聴く機会を設けるよう努める」を「当該請願又は陳情の提出者が希望した場合は、その意見を聴く機会を設けることができる」に改め、同条に次の1項を加える。

5 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。
第7条を次のように改める。

(議会報告会等)

第7条 議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を毎年開催するものとする。

2 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。

第8条第1号中「一般質問を、市政の課題に関する論点及び争点を明確にするため、一括又は一問一答の方法により行うことができる」を「一般質問等を行うに当たっては、市政の課題に関する論点及び争点を明確にして行うものとする」に改める。

第4章中第10条の2の次に次の1条を加える。

(決議等への対応)

第10条の3 議会は、本会議において可決した決議及び採択した請願が市政執行に関するものであるときは、市長等に対し、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告するよう求めるものとする。

第14条第2項中「議員相互の自由な討議により」を「議員相互間の自由討議に努め、」に改め、同条第3項中「議員相互の自由な討議」を「議員相互間の自由討議」に改める。

第15条第1項中「審査」の次に「及び所管

事項に関する事務の調査」を加え、同条第2項を削る。

第16条を次のように改める。

(広報広聴の充実)

第16条 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。

第18条を次のように改める。

(議会事務局)

第18条 議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 議長は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

「第8章 最高規範性で見直し手続」を「第8章 最高規範性及び検証等」に改める。

第24条を次のように改める。

(条例の検証及び見直し)

第24条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市議会議員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月4日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第29号

亀岡市議会議員定数条例の一部を改正する条例

亀岡市議会議員定数条例（平成13年亀岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

「26人」を「24人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

「揭示済」

規 則

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第19号

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

亀岡市事務分掌規則（平成12年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3健康福祉部の部子育て支援課の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第20号

亀岡市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市総合福祉センター条例施行規則（平成18年亀岡市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「登録の基準」を「登録及び利用グループの活動に関する取扱い」に改める。

第9条第2項中「、若しくは」を「又は」に改め、同項第2号中「老人」の次に「福祉」を加える。

第11条第2号中「老人」の次に「福祉」を加える。

第16条第1項中「次の」を「、次の」に改める。

第26条中「老人」の次に「福祉」を加える。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第8条関係）

亀岡市総合福祉センター利用グループ登録申請書 (申請日) 年 月 日 (宛先) 次のとおり利用グループ登録の申請をします。			
グループ名			
代表者	氏名	☎	電話
	住所	(〒)	
登録区分 (いづれかに○印を)	1. コミュニティセンター事業	2. 障害者福祉センター事業	
	3. 中央老人福祉センター事業	4. 働く女性の家事業	
	5. 勤労青少年ホーム事業		
会員数	人	会費	円(年・月)
活動内容			
指導者	氏名	☎	電話
	住所	(〒)	
活動希望日	毎月・毎週 第 曜日	時から	時まで
使用希望施設			
その他			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第21号

亀岡市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

亀岡市生活保護法施行細則（平成25年亀岡市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年厚生省令第21号」の次に「。以下「省令」という。」を加える。

第6条中「第28条」を「第28条第1項」に改める。

第7条中「第29条」を「第29条第1項」に、「調査の囑託及び報告の依頼を行う」を「資料の提供等を求める」に改める。

第8条の見出しを「（扶養照会書等）」に改め、同条に次の2項を加える。

2 法第24条第8項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、要保護者の保護の開始について通知するときは、生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者への通知についてによるものとする。

3 法第28条第2項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、生活保護法第28条第2項の規定に基づく報告について（依頼）によるものとする。

第13条を第17条とし、第12条の次に次の4条を加える。

（就労自立給付金申請書）

第13条 省令第18条の4第1項の申請書は、就労自立給付金申請書によるものとする。

（就労自立給付金決定調書）

第14条 法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給するときの決定調書は、就労自立給付金決定調書によるものとする。

（就労自立給付金決定通知書等）

第15条 法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給するときは、就労自立給付金決定通知書により、支給しないときは、就労自立給付金却下通知書により通知するものとする。

（徴収金等支払申出書）

第16条 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第78条の規定に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市保育所保育料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第22号

亀岡市保育所保育料徴収規則の一部を改正する規則

亀岡市保育所保育料徴収規則（昭和62年亀岡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第23号

亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市営住宅管理条例施行規則（平成9年亀岡市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「附則第4条第1項に規定する支援給付」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付」を加える。

別表第1中

「

合戦野住宅	木造（平屋建て）	3	28.90	昭和31年4月	昭和30年度
〃	〃	3	28.90	昭和32年3月	昭和31年度

」

を

「

合戦野住宅	木造（平屋建て）	2	28.90	昭和31年4月	昭和30年度
〃	〃	2	28.90	昭和32年3月	昭和31年度

」

に、

「

〃	〃	8	28.20	昭和33年7月	〃
---	---	---	-------	---------	---

」

を

「

〃	〃	6	28.20	昭和33年7月	〃
---	---	---	-------	---------	---

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

平成26年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第24号

亀岡市老人医療費支給条例施行規
則の一部を改正する規則

亀岡市老人医療費支給条例施行規則（平成
14年亀岡市規則第1号）の一部を次のように
改正する。

第9条及び第15条第4項中「4月1日」を
「8月1日」に、「7月31日」を「翌年3月
31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（読替規定）
- 2 平成27年1月1日から平成27年3月
31日までの間は、この規則による改正後の
亀岡市老人医療費支給条例施行規則第9条及
び第15条第4項中「翌年」とあるのは「同
年」と読み替えるものとする。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第199号

亀岡市奨学金支給要綱等の一部を改正する告
示を次のように定める。

平成26年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市奨学金支給要綱等の一部を
改正する告示

（亀岡市奨学金支給要綱の一部改正）

第1条 亀岡市奨学金支給要綱（平成14年亀
岡市告示第144号）の一部を次のように改
正する。

別表第1第4号中「母子及び寡婦福祉法」
を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め
る。

別記第1号様式中「母子寡婦福祉資金貸付
金」を「母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸
付金」に改める。

（亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要
綱の一部改正）

第2条 亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実
施要綱（平成19年亀岡市告示第154号）
の一部を次のように改正する。

第2条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子
及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第17
条」を「第6条第6項」に改める。

（亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促
進給付金等事業実施要綱の一部改正）

第3条 亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓
練促進給付金等事業実施要綱（平成19年亀
岡市告示第155号）の一部を次のように改

正する。

第2条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第17条」を「第6条第6項」に改める。

(亀岡市国民健康保険料減免取扱要綱の一部改正)

第4条 亀岡市国民健康保険料減免取扱要綱(平成12年亀岡市告示第111号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、その他これ」を「その他これら」に、「補てん」を「補填」に改め、同条第3号中「、その他」を「その他」に、

「第14条及び条例附則第3項から第7項の国民健康保険料の算定の特例に係る」を「第14条の」に、「当該年中の保険料」を「当該年度の保険料」に改め、同条第4号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第5条第1項に該当する」を「第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもので、満18歳に到達する日以後の最初の3月31日までに間にある児童を扶養している」に改め、

「当該」の次に「年度の」を加え、同条第5号中「されている者」を「されているもの」に改め、同条第6号中「原子爆弾被爆者手帳」を「被爆者健康手帳」に改める。

別表1の項中「罹災」を「り災」に改め、同表3の項中「所得金額の合計(以下「合計所得金額」という。)」を「当該年中の合計所得金額」に改め、同表4の項中「母子認定を受けた者等」を「ひとり親家庭に該当すると認定された者」に、「当該資格を証明する手帳、医療費受給券等の書面」を「身体障害者手帳又は福祉医療費受給者証」に改め、同表5の項中「収容」を「収用」に改め、同表6の項中「原子爆弾被爆者手帳」を「被爆者健康手帳」に改め、同表7の項中「亀岡市国民健康保険条例」を「条例」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第200号

亀岡市臨時福祉給付金支給事業実施要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市臨時福祉給付金支給事業実施要綱等の一部を改正する告示

(亀岡市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部改正)

第1条 亀岡市臨時福祉給付金支給事業実施要綱(平成26年亀岡市告示第61号)の一部を次のように改正する。

別記第1項第2号イ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別記第2項第1号中「次のいずれかの年金の平成26年3月分の受給権があり、かつ、」を削り、「5月分の」の次に「次のいずれかの」を加える。

(亀岡市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱の一部改正)

第2条 亀岡市子育て世帯臨時特例給付金支給

事業実施要綱（平成26年亀岡市告示第62号）の一部を次のように改正する。

別記第2項第4号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

（亀岡市未熟児養育医療給付要綱の一部改正）
第3条 亀岡市未熟児養育医療給付要綱（平成25年亀岡市告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表Aの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考1(2)ウ中「及び同法附則第5条第3項」を「、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表備考1(2)エを次のように改める。

エ この表のD1階層からD14階層までにおける「所得税額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(ア) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項

(イ) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

(ウ) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

別表備考1(2)オの次に次のように加える。

カ この表における徴収基準額の毎年度の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

別表備考2中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

別記第1号様式中「被保険者等」を「保険者等」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第201号

亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱（平成11年亀岡市告示第45号）の一部を次のように改正する。

平成26年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

第2条中「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について（平成21年3月5日付け20文科初第1279号文部科学省初等中等教育局長及び雇児発第0305005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」を「平成26年度保育緊急確保事業費補助金交付要綱（平成26年5月29日付け府政共生第383号内閣府事務次官通知）」に、「京都府子育て支援特別対策事業費補助金交付要綱（平成21年10月26日1こ第590号京都府保健福祉部長通知）」を「平成26年度京都府保育緊急確保事業費補助金交付要綱（平成26年9月12日付け6子第271号京都府健康福祉部長通知）」に改める。

別表一時預かり事業の項中「京都府子育て支援特別対策事業費補助金交付要綱」を「平成26年度保育緊急確保事業費補助金交付要綱及び平成26年度京都府保育緊急確保事業費補助金交付要綱」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成26年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第202号

亀岡市予防接種費用助成金交付要綱（平成14年亀岡市告示第46号）の一部を次のように改正する。

平成26年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

別表風しんの項の次に次のように加える。

水痘	10,346円
----	---------

同表に次のように加える。

高齢者用肺炎球菌		4,009円
	市民税非課税世帯及び生活保護世帯に属する被接種者	8,009円

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第203号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

記

1 亀0123-41007

(1) 保 険 者

亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

(2) 交付した日

平成26年4月1日

(3) 無効になる日

平成26年10月1日

2 亀2207-11024

(1) 保 険 者

亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

(2) 交付した日

平成26年4月1日

(3) 無効になる日

平成26年10月1日

「揭示済」

亀岡市告示第204号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年10月6日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0126-72038

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年4月1日

3 無効になる日

平成26年10月6日

「揭示済」

亀岡市告示第205号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成26年10月7日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏 名
1	督促状 平成26年度第2期分 市府民税	省略	省略
2	督促状 平成26年度第2期分 市府民税	省略	省略
3	督促状 平成26年度第2期分 市府民税	省略	省略
4	督促状 平成26年度第2期分 市府民税	省略	省略
5	督促状 平成26年度第2期分 市府民税	省略	省略
6	督促状 平成26年度第2期分 市府民税	省略	省略
7	督促状 平成26年度第2期分 市府民税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第206号

市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月8日

亀岡市長 栗山正隆

認定告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
13083	池尻3号線	亀岡市馬路町久保前100番先	亀岡市馬路町高戸211番先
13084	池尻釣走田線	亀岡市馬路町高戸219番先	亀岡市馬路町釣走田105番先
13085	六反田高廻線	亀岡市馬路町六反田104番先	亀岡市馬路町下高廻206番先
13086	下脇田線	亀岡市馬路町下脇田105番先	亀岡市馬路町下脇田101番先
13087	大樋中島線	亀岡市馬路町堂ノ西109番先	亀岡市河原林町河原尻大樋111番先
13088	河原尻田中前線	亀岡市馬路町測尻100番先	亀岡市河原林町河原尻菖蒲106番先
14043	山階印地八木線	亀岡市旭町井戸ノ下4番1先	亀岡市旭町砂塚114番先
14044	山階野田線	亀岡市旭町井戸ノ下225番先	亀岡市旭町野田215番先
14045	印地杉線	亀岡市旭町宮林4番5先	亀岡市旭町砂塚122番先
14046	印地7号線	亀岡市旭町宮ノ元29番8先	亀岡市旭町砂塚113番先
14047	印地8号線	亀岡市旭町宮ノ元43番1先	亀岡市旭町宮ノ元34番先
15065	毘沙門出晴線	亀岡市千歳町毘沙門市殿垣内新田3番先	亀岡市千歳町毘沙門出晴1番先

路線番号	路線名	起	点
		終	点
15066	毘沙門神子新田線	亀岡市千歳町毘沙門市殿垣内新田3番先	
		亀岡市保津町神子新田53番先	
16057	勝林島若宮線	亀岡市河原林町勝林島岩伝19番先	
		亀岡市保津町大湫新田9番先	
19056	つつじヶ丘140号線	亀岡市東つつじヶ丘曙台2丁目1番76先	
		亀岡市東つつじヶ丘曙台2丁目1番85先	

「揭示済」

亀岡市告示第207号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成26年10月9日から平成26年10月22日まで一般の縦覧に供する。

平成26年10月8日

亀岡市長 栗山正隆

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起	点	延長	最小幅員
		終	点		最大幅員
13083	池尻3号線	亀岡市馬路町久保前100番先		190.00m	4.00m
		亀岡市馬路町高戸211番先			6.00m
13084	池尻釣走田線	亀岡市馬路町高戸219番先		870.00m	5.00m
		亀岡市馬路町釣走田105番先			9.50m
13085	六反田高廻線	亀岡市馬路町六反田104番先		1,060.00m	5.00m
		亀岡市馬路町下高廻206番先			9.00m
13086	下脇田線	亀岡市馬路町下脇田105番先		260.00m	4.00m
		亀岡市馬路町下脇田101番先			6.00m

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
13087	大 樋 中 島 線	亀岡市馬路町堂ノ西109番先	850.00m	5.00m
		亀岡市河原林町河原尻大樋111番先		11.50m
13088	河 原 尻 田 中 前 線	亀岡市馬路町湊尻100番先	580.00m	5.00m
		亀岡市河原林町河原尻菖蒲106番先		9.00m
14043	山 階 印 地 八 木 線	亀岡市旭町井戸ノ下4番1先	1,186.26m	4.00m
		亀岡市旭町砂塚114番先		10.00m
14044	山 階 野 田 線	亀岡市旭町井戸ノ下225番先	386.76m	4.00m
		亀岡市旭町野田215番先		14.50m
14045	印 地 杉 線	亀岡市旭町宮林4番5先	561.91m	4.30m
		亀岡市旭町砂塚122番先		14.50m
14046	印 地 7 号 線	亀岡市旭町宮ノ元29番8先	135.87m	4.00m
		亀岡市旭町砂塚113番先		4.60m
14047	印 地 8 号 線	亀岡市旭町宮ノ元43番1先	139.82m	2.50m
		亀岡市旭町宮ノ元34番先		5.60m
15065	毘 沙 門 出 晴 線	亀岡市千歳町毘沙門市殿垣内新田3番先	590.00m	5.00m
		亀岡市千歳町毘沙門出晴1番先		9.00m
15066	毘 沙 門 神 子 新 田 線	亀岡市千歳町毘沙門市殿垣内新田3番先	1,720.00m	5.00m
		亀岡市保津町神子新田53番先		8.00m
16057	勝 林 島 若 宮 線	亀岡市河原林町勝林島岩伝19番先	350.00m	5.00m
		亀岡市保津町大淵新田9番先		9.00m
19056	つ つ じ け 丘 1 4 0 号 線	亀岡市東つつじヶ丘曙台2丁目1番76先	40.00m	4.00m
		亀岡市東つつじヶ丘曙台2丁目1番85先		4.00m

「揭示済」

亀岡市告示第208号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成26年10月8日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成26年10月9日から平成26年10月22日まで一般の縦覧に供する。

平成26年10月8日

亀岡市長 栗山正隆

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
13083	池尻3号線	亀岡市馬路町久保前100番先 亀岡市馬路町高戸211番先	190.00m	4.00m 6.00m
13084	池尻釣走田線	亀岡市馬路町高戸219番先 亀岡市馬路町釣走田105番先	870.00m	5.00m 9.50m
13085	六反田高廻線	亀岡市馬路町六反田104番先 亀岡市馬路町下高廻206番先	1,060.00m	5.00m 9.00m
13086	下脇田線	亀岡市馬路町下脇田105番先 亀岡市馬路町下脇田101番先	260.00m	4.00m 6.00m
13087	大樋中島線	亀岡市馬路町堂ノ西109番先 亀岡市河原林町河原尻大樋111番先	850.00m	5.00m 11.50m
13088	河原尻田中前線	亀岡市馬路町刈尻100番先 亀岡市河原林町河原尻菖蒲106番先	580.00m	5.00m 9.00m
14043	山階印地八木線	亀岡市旭町井戸ノ下4番1先 亀岡市旭町砂塚114番先	1,186.26m	4.00m 10.00m
14044	山階野田線	亀岡市旭町井戸ノ下225番先 亀岡市旭町野田215番先	386.76m	4.00m 14.50m
14045	印地杉線	亀岡市旭町宮林4番5先 亀岡市旭町砂塚122番先	561.91m	4.30m 14.50m
14046	印地7号線	亀岡市旭町宮ノ元29番8先 亀岡市旭町砂塚113番先	135.87m	4.00m 4.60m
14047	印地8号線	亀岡市旭町宮ノ元43番1先 亀岡市旭町宮ノ元34番先	139.82m	2.50m 5.60m
15065	毘沙門出晴線	亀岡市千歳町毘沙門市殿垣内新田3番先 亀岡市千歳町毘沙門出晴1番先	590.00m	5.00m 9.00m
15066	毘沙門神子新田線	亀岡市千歳町毘沙門市殿垣内新田3番先 亀岡市保津町神子新田53番先	1,720.00m	5.00m 8.00m
16057	勝林島若宮線	亀岡市河原林町勝林島岩伝19番先 亀岡市保津町大淵新田9番先	350.00m	5.00m 9.00m
19056	つつじヶ丘140号線	亀岡市東つつじヶ丘曙台2丁目1番76先 亀岡市東つつじヶ丘曙台2丁目1番85先	40.00m	4.00m 4.00m

「揭示済」

亀岡市告示第209号

市道路線の廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月8日

亀岡市長 栗山正隆

廃止告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
14008	山階印地八木線	亀岡市旭町井戸ノ下4番地の1先	
		亀岡市旭町砂塚34番地先	
14012	山階野田線	亀岡市旭町井戸ノ下56番地先	
		亀岡市旭町九ノ坪1番地の5先	
14017	印地杉線	亀岡市旭町宮林4番地の3先	
		亀岡市旭町宮ノ本34番地先	

「揭示済」

亀岡市告示第210号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成26年10月15日から平成26年10月28日まで一般の縦覧に供する。

平成26年10月14日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 (1) 路線番号 01087
 (2) 路線名 上矢田矢田口線
 (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	$\frac{\text{最小幅員}}{\text{最大幅員}}$	延長	備考
亀岡市中矢田町岸ノ上32番の1先から 亀岡市上矢田町上垣内15番の4先まで	前	$\frac{3.31\text{m}}{10.45\text{m}}$	1,071.72m	
亀岡市中矢田町岸ノ上32番の1先から 亀岡市上矢田町上垣内15番の4先まで	後	$\frac{3.31\text{m}}{10.45\text{m}}$	1,071.72m	

- 2 (1) 路線番号 01281
 (2) 路線名 東堅北古世線
 (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	$\frac{\text{最小幅員}}{\text{最大幅員}}$	延長	備考
亀岡市東堅町5番先から 亀岡市北古世町2丁目189番の1先まで	前	$\frac{2.40\text{m}}{8.00\text{m}}$	520.63m	
亀岡市東堅町5番先から 亀岡市北古世町2丁目189番の1先まで	後	$\frac{2.40\text{m}}{8.00\text{m}}$	520.63m	

- 3 (1) 路線番号 01306
 (2) 路線名 北古世西川線
 (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	$\frac{\text{最小幅員}}{\text{最大幅員}}$	延長	備考
亀岡市古世町向嶋6番の7先から 亀岡市篠町馬堀駅前1丁目44番の3先まで	前	$\frac{11.00\text{m}}{13.70\text{m}}$	1,565.00m	
亀岡市古世町向嶋6番の7先から 亀岡市篠町馬堀駅前1丁目44番の3先まで	後	$\frac{11.00\text{m}}{13.70\text{m}}$	1,565.00m	

- 4 (1) 路線番号 02020
 (2) 路線名 南掛栢原線
 (3) 道路の区域

区 間	変更 前後別	$\frac{\text{最小幅員}}{\text{最大幅員}}$	延 長	備 考
亀岡市東別院町南掛谷田口5番の4先から 亀岡市東別院町鎌倉垂永14番の3先まで	前	$\frac{3.00\text{m}}{14.60\text{m}}$	2,854.34m	
亀岡市東別院町南掛谷田口5番の4先から 亀岡市東別院町鎌倉垂永14番の3先まで	後	$\frac{3.00\text{m}}{15.00\text{m}}$	2,854.34m	

- 5 (1) 路線番号 12002
 (2) 路線名 川関小林線
 (3) 道路の区域

区 間	変更 前後別	$\frac{\text{最小幅員}}{\text{最大幅員}}$	延 長	備 考
亀岡市千代川町川関中土井27番の1先から 亀岡市千代川町小林西芝4番の2先まで	前	$\frac{4.38\text{m}}{9.45\text{m}}$	2,866.15m	
亀岡市千代川町川関中土井27番の1先から 亀岡市千代川町小林西芝4番の2先まで	後	$\frac{4.38\text{m}}{10.30\text{m}}$	2,866.15m	

- 6 (1) 路線番号 14001
 (2) 路線名 鎌谷線
 (3) 道路の区域

区 間	変更 前後別	$\frac{\text{最小幅員}}{\text{最大幅員}}$	延 長	備 考
亀岡市旭町西嶋54番の1先から 亀岡市旭町経塚13番先まで	前	$\frac{2.50\text{m}}{5.97\text{m}}$	456.87m	
亀岡市旭町西嶋54番の1先から 亀岡市旭町経塚13番先まで	後	$\frac{2.50\text{m}}{5.97\text{m}}$	456.87m	

- 7 (1) 路線番号 14002
 (2) 路線名 山階1号線
 (3) 道路の区域

区 間	変更 前後別	$\frac{\text{最小幅員}}{\text{最大幅員}}$	延 長	備 考
亀岡市旭町北嶋37番先から 亀岡市旭町岩ケ谷171番先まで	前	$\frac{2.43\text{m}}{6.15\text{m}}$	309.69m	
亀岡市旭町北嶋37番先から 亀岡市旭町岩ケ谷171番先まで	後	$\frac{2.43\text{m}}{8.00\text{m}}$	309.69m	

- 8 (1) 路線番号 14025
 (2) 路線名 里森本線
 (3) 道路の区域

区 間	変更 前後別	$\frac{\text{最小幅員}}{\text{最大幅員}}$	延 長	備 考
亀岡市旭町年角36番の1先から 亀岡市旭町里垣内1番の1先まで	前	$\frac{3.85\text{m}}{7.13\text{m}}$	224.88m	
亀岡市旭町年角36番の1先から 亀岡市旭町里垣内1番の1先まで	後	$\frac{3.85\text{m}}{12.60\text{m}}$	224.88m	

- 9 (1) 路線番号 14026
 (2) 路線名 本郷北線
 (3) 道路の区域

区 間	変更 前後別	$\frac{\text{最小幅員}}{\text{最大幅員}}$	延 長	備 考
亀岡市旭町森本26番先から 亀岡市旭町栗坪42番先まで	前	$\frac{2.65\text{m}}{4.58\text{m}}$	247.88m	
亀岡市旭町森本26番先から 亀岡市旭町栗坪42番先まで	後	$\frac{2.65\text{m}}{6.80\text{m}}$	231.80m	

- 10 (1) 路線番号 14029
 (2) 路線名 美濃田屋賀線
 (3) 道路の区域

区 間	変更 前後別	$\frac{\text{最小幅員}}{\text{最大幅員}}$	延 長	備 考
亀岡市旭町父畑15番先から 亀岡市旭町寺畑58番の2先まで	前	$\frac{2.48\text{m}}{12.74\text{m}}$	1,217.72m	
亀岡市旭町父畑15番先から 亀岡市旭町寺畑58番の2先まで	後	$\frac{2.48\text{m}}{12.74\text{m}}$	1,217.72m	

- 11 (1) 路線番号 15001
 (2) 路線名 美濃田平野線
 (3) 道路の区域

区 間	変更 前後別	$\frac{\text{最小幅員}}{\text{最大幅員}}$	延 長	備 考
亀岡市旭町父畑1番の1先から 亀岡市千歳町千歳中谷山16番先まで	前	$\frac{2.93\text{m}}{6.50\text{m}}$	921.97m	
亀岡市旭町父畑1番の1先から 亀岡市千歳町千歳中谷山16番先まで	後	$\frac{2.93\text{m}}{6.50\text{m}}$	921.97m	

- 12 (1) 路線番号 16003
 (2) 路線名 河原尻千才線
 (3) 道路の区域

区 間	変更 前後別	$\frac{\text{最小幅員}}{\text{最大幅員}}$	延 長	備 考
亀岡市千歳町国分山伏1番の3先から 亀岡市河原林町河原尻中垣内47番先まで	前	$\frac{3.90\text{m}}{7.55\text{m}}$	1,473.15m	
亀岡市千歳町国分山伏1番の3先から 亀岡市河原林町河原尻中垣内47番先まで	後	$\frac{3.90\text{m}}{29.17\text{m}}$	1,473.15m	

- 13 (1) 路線番号 18067
 (2) 路線名 森学校線
 (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	最小幅員 最大幅員	延長	備考
亀岡市篠町篠上西裏17番先から 亀岡市篠町森下垣内43番の1先まで	前	$\frac{2.22\text{m}}{7.26\text{m}}$	1,147.61m	
亀岡市篠町篠上西裏17番先から 亀岡市篠町森下垣内43番の1先まで	後	$\frac{2.22\text{m}}{7.26\text{m}}$	1,147.61m	

- 14 (1) 路線番号 19026
 (2) 路線名 つつじヶ丘9号線
 (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	最小幅員 最大幅員	延長	備考
亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目23番の77先から 亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番の42先まで	前	$\frac{5.94\text{m}}{6.51\text{m}}$	116.76m	
亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目23番の77先から 亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番の42先まで	後	$\frac{10.50\text{m}}{16.20\text{m}}$	116.76m	

「揭示済」

亀岡市告示第211号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成26年10月14日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成26年10月15日から平成26年10月28日まで一般の縦覧に供する。

平成26年10月14日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 (1) 路線番号 01087
 (2) 路線名 上矢田矢田口線
 (3) 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市中矢田町岸ノ上32番の1先から 亀岡市上矢田町上垣内15番の4先まで	3.31m 10.45m	1,071.72m	

- 2 (1) 路線番号 01281
 (2) 路線名 東堅北古世線
 (3) 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市東堅町5番先から 亀岡市北古世町2丁目189番の1先まで	2.40m 8.00m	520.63m	

- 3 (1) 路線番号 01306
 (2) 路線名 北古世西川線
 (3) 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市古世町向嶋6番の7先から 亀岡市篠町馬堀駅前1丁目44番の3先まで	11.00m 13.70m	1,027.85m	

- 4 (1) 路線番号 02020
 (2) 路線名 南掛栢原線
 (3) 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市東別院町南掛谷田口5番の4先から 亀岡市東別院町鎌倉垂永14番の3先まで	3.00m 15.00m	2,854.34m	

- 5 (1) 路線番号 12002
 (2) 路線名 川関小林線
 (3) 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市千代川町川関中土井27番の1先から 亀岡市千代川町小林西芝4番の2先まで	$\frac{4.38\text{m}}{10.30\text{m}}$	2,866.15m	

- 6 (1) 路線番号 14001
 (2) 路線名 鎌谷線
 (3) 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市旭町西嶋54番の1先から 亀岡市旭町経塚13番先まで	$\frac{2.50\text{m}}{5.97\text{m}}$	456.87m	

- 7 (1) 路線番号 14002
 (2) 路線名 山階1号線
 (3) 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市旭町北嶋37番先から 亀岡市旭町岩ヶ谷171番先まで	$\frac{2.43\text{m}}{8.00\text{m}}$	309.69m	

- 8 (1) 路線番号 14025
 (2) 路線名 里森本線
 (3) 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市旭町年角36番の1先から 亀岡市旭町里垣内1番の1先まで	$\frac{3.85\text{m}}{12.60\text{m}}$	224.88m	

- 9 (1) 路線番号 14026
 (2) 路線名 本郷北線
 (3) 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市旭町森本26番先から 亀岡市旭町栗坪42番先まで	2.65m 6.80m	231.80m	

- 10 (1) 路線番号 14029
 (2) 路線名 美濃田屋賀線
 (3) 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市旭町父畑15番先から 亀岡市旭町寺畑58番の2先まで	2.48m 12.74m	1,217.72m	

- 11 (1) 路線番号 15001
 (2) 路線名 美濃田平野線
 (3) 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市旭町父畑1番の1先から 亀岡市千歳町千歳中谷山16番先まで	2.93m 6.50m	921.97m	

- 12 (1) 路線番号 16003
 (2) 路線名 河原尻千才線
 (3) 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市千歳町国分山伏1番の3先から 亀岡市河原林町河原尻中垣内47番先まで	3.90m 29.17m	1,473.15m	

13 (1) 路線番号 18067

(2) 路線名 森学校線

(3) 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市篠町篠上西裏17番先から 亀岡市篠町森下垣内43番の1先まで	$\frac{2.22\text{m}}{7.26\text{m}}$	1,147.61m	

14 (1) 路線番号 19026

(2) 路線名 つつじヶ丘9号線

(3) 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目23番の77先から 亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番の42先まで	$\frac{10.50\text{m}}{16.20\text{m}}$	116.76m	

「揭示済」

亀岡市告示第212号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年10月15日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀2311-15010

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年4月1日

3 無効になる日

平成26年10月15日

「揭示済」

亀岡市告示第213号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年10月16日

亀岡市長 栗山正隆

認可を行った地縁による団体

1 名称 西別院町中の谷区

2 規約に定める目的

以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の扶助と融和、親睦を図り、環境保全及び防災意識を高めるとともに、福祉の増進と地域住民の生活向上に寄与することを目的とする。

- 1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- 2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- 3) 集会施設等の維持管理
- 4) 防災対策、福祉活動
- 5) その他目的達成に必要な事業

3 区域

亀岡市西別院町犬甘野 寺ヶ谷、宮ノ前、才ノ田、岩ノ谷、ヌト垣、奥ノ谷、芋畦、奥殿、中筋、紺屋ノ条、宮ノ谷、宮ノ奥、前田、佃、橋詰、岩尾11・12、紺屋ノ下の区域とする。

4 主たる事務所

亀岡市西別院町犬甘野前田13番地

5 代表者の氏名及び住所

氏 名 長澤 好博
住 所 省略

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 規約に定める解散の事由

地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日 平成26年10月16日

「揭示済」

亀岡市告示第214号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年10月20日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1204-41024

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成26年5月21日
- 3 無効になる日
 平成26年10月20日

「揭示済」

亀岡市告示第215号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年10月21日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0126-52037

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成26年4月1日
- 3 無効になる日
 平成26年10月21日

「揭示済」

亀岡市告示第216号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成26年10月23日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 撤去した理由
 亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 撤去した区域
 JR亀岡駅前自転車放置禁止区域
 JR馬堀駅前自転車放置禁止区域
 JR千代川駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時
 平成26年10月23日（木）
 午後1時～午後3時
- 4 撤去し、保管した台数 10台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

- ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
- ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
- ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第217号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年10月27日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1121-15033

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年4月1日

3 無効になる日

平成26年10月27日

「揭示済」

亀岡市告示第218号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年10月30日

亀岡市長 栗山正隆

「宮前町湯の花平区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 西田 陽子

2 変更年月日

平成26年4月12日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

訓 令

亀岡市訓令第4号

庁中一般

亀岡市総合計画策定推進委員会設置規程を次のように定める。

平成26年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市総合計画策定推進委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、亀岡市総合計画基本構想及び基本計画を策定及び推進するため、亀岡市総合計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、亀岡市総合計画に関する全ての事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、部長会議（亀岡市庁議等に関する規則（平成15年亀岡市規則第15号）に定める部長会議をいう。）の構成員をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、担当副市長がこれに当たる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置き、他の副市長、

病院事業管理者及び教育長がこれに当たる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する順序によりその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画管理部夢ビジョン推進課において行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

(第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～推進委員会設置規程の廃止)

2 第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～推進委員会設置規程（平成23年亀岡市訓令第5号）は、廃止する。

公 告

亀岡市公告第46号

南丹都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成26年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画の種類
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
千代川町今津二丁目の一部
大井町並河坂井の一部
篠町王子下上牧の一部
篠町篠赤畑の一部
篠町夕日ヶ丘三丁目的一部分
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成26年10月1日から
平成26年10月15日まで

「揭示済」

亀岡市公告第47号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項の規定により、次のように農業経営基盤強化促進基本構想を変更したので、同条第6項の規定により公告する。

平成26年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

省 略

「揭示済」

亀岡市公告第48号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成26年10月15日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

【合併入札】

橋修第1号 皐月橋橋梁補修工事

橋修第2号 中北橋橋梁補修工事

(2) 工事場所

亀岡市追分町馬場通地内、亀岡市曾我部町中地内

(3) 工事種別

土木一式工事

(4) 設計概要

【皐月橋橋梁補修工事】

工事延長（橋長）	L = 13.9m
舗装・防水工	1式
支承取替工 支承取替	N = 8基
排水装置取替工 排水装置取替	N = 4基
伸縮装置取替工 伸縮装置取替	L = 38.5m
防護柵嵩上工 嵩上げ高欄設置	L = 27.9m
断面修復工 断面修復	A = 4.2m ²
ひびわれ注入工 ひびわれ注入	L = 13.5m
塗装塗替工 鋼桁塗装	A = 291.7m ²
支承防錆	N = 6基
コンクリート保護塗装工 コンクリート保護塗装	A = 228.2m ²
仮設工	1式

【中北橋橋梁補修工事】

工事延長（橋長）	L = 13.7m
塗装塗替工	A = 100.0m ²
補鋼材取付工	N = 10箇所
断面修復工	V = 0.47m ³
コンクリート保護塗装工	A = 109.3m ²
表層工	A = 82.3m ²
橋面防水工	A = 82.3m ²

- | | | |
|--|----------|-----------|
| | 伸縮継手工 | L = 15.4m |
| | 防護柵工 | L = 29.6m |
| | 仮設工（吊足場） | 1式 |
- (5) 予定価格（税込） 59,971,320円
【入札書比較価格（税抜） 55,529,000円】
- (6) 工期 契約日の翌日から平成27年3月31日まで
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無

2 入札参加資格要件

- (1) 平成26年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成26年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)

(2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)

本工事は各工事ごとの契約となるため、一方の工事に監理技術者を配置する場合、その技術者はもう一方の工事の主任技術者を兼任することができないので、調書には必ず2名以上の配置予定技術者を記載すること。

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成26年10月15日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成26年10月15日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成26年10月20日（月） 午前9時から午後5時まで 平成26年10月21日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成26年10月23日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	

質疑の受付	申請書等に関する質問 平成26年10月17日（金） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成26年10月24日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成26年10月28日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成26年11月4日（火） 午前9時から午後5時まで 平成26年11月5日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成26年11月6日（木） 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第49号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成26年10月22日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

公第8号 亀岡運動公園施設整備(その7) 工事

(2) 工事場所

亀岡市吉川町吉田地内

(3) 工事種別

土木一式工事

(4) 工事概要

基盤整備 一式

切土

V=3,500³

重力式擁壁

L=72m

施設整備 一式

自由勾配側溝

L=201m

集水樹

N=3箇所

貯留施設

N=1箇所

アスファルト舗装

A=5,555²

階段

N=1箇所

フェンス

L=142m

(5) 予定価格(税込)

57,351,240円

【入札書比較価格(税抜) 53,103,000円】

(6) 工期

契約日の翌日から平成27年3月25日まで

(7) 部分払

無

(8) 前金払

有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)

(9) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む。)で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により

工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。

- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無

2 入札参加資格要件

- (1) 平成26年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成26年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約

工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成26年10月22日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成26年10月22日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成26年10月27日（月） 午前9時から午後5時まで 平成26年10月28日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成26年10月30日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成26年10月24日（金） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成26年11月4日（火） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成26年11月6日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成26年11月17日（月） 午前9時から午後5時まで 平成26年11月18日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり

開札日時	平成26年11月19日（水） 午前10時00分	電子入札システムによる
------	----------------------------	-------------

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第50号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成26年10月24日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

管第26-2号

亀岡市公共下水道事業 西つつじヶ丘枝線その1布設工事

(2) 工事場所

亀岡市西つつじヶ丘五月台2丁目地内外

(3) 工事種別

土木一式工事

(4) 工事概要

工事延長 L = 131.80m

管布設工

VU φ 200 管路延長 37.50m (夜間)

HIVP φ 75 管路延長 31.00m (昼間)

管路延長 48.00m (夜間)

管推進工

VU φ 200 (SP φ 600)

管路延長 15.30m (夜間)

(推進延長 13.55m)

人孔設置工

1号組立人孔 3.00箇所 (夜間)

小口径レンジ人孔 1.00箇所 (夜間)

汚水柵設置工

塩ビ汚水柵 1.00箇所 (夜間)

取付管工

1.00箇所 (夜間)

立坑工

鋼製ケーシング φ 1500 1.00箇所 (夜間)

鋼製ケーシング φ 2000 1.00箇所 (夜間)

補助地盤改良工

1.00式 (夜間)

付帯工

1.00式 (昼夜間)

マンホールポンプ設備工事

1.00式 (夜間)

汚水水中ポンプ

φ 50mm 0.75Kw×2台

機械及び電気設備工事一式

(5) 予定価格 (税込)

43,877,160円

【入札書比較価格 (税抜) 40,627,000円】

(6) 工期

契約日の翌日から平成27年3月31日まで

(7) 部分払

無

- (8) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無

2 入札参加資格要件

- (1) 平成26年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成26年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない

い。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成26年10月24日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成26年10月24日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成26年10月30日（木） 午前9時から午後5時まで 平成26年10月31日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成26年11月5日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成26年10月28日（火） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成26年11月7日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成26年11月11日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり

入札期間	平成26年11月19日（水） 午前9時から午後5時まで 平成26年11月20日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成26年11月21日（金） 午前10時00分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）

亀岡市 企画管理部 契約検査課 （電話 0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第51号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、
亀岡農業振興地域整備計画を変更したので同条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、
当該計画書を次により縦覧に供する。

平成26年10月28日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間
平成26年10月28日以後、常時備え置くこととする。
- 2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第52号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成26年10月31日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 工事の概要等
 - (1) 工事番号 南部工第6号
 - (2) 工事名 平成26年度 大井町南部土地区画整理事業道路築造等整備その6工事
 - (3) 工事場所 亀岡市大井町南金岐重見地内外
 - (4) 工事種別 土木一式工事
 - (5) 工事概要 工事延長 L=461.0m
道路工事（工場団地線、区2-1号線、区10号線、水路工）
土工 1式

舗装工	表層	再生密粒度As	t=4cm	A = 290.5m ²
	表層	再生密粒度As	t=5cm	A = 2078.3m ²
	基層	再生粗粒度As	t=5cm	A = 1377.7m ²
	上層路盤	RM-30	t=10cm	A = 464.2m ²
	上層路盤	RM-30	t=11cm	A = 290.5m ²
	上層路盤	RM-30	t=15cm	A = 1119.5m ²
	下層路盤	RC-40	t=10cm	A = 464.2m ²
	下層路盤	RC-40	t=15cm	A = 1410.0m ²
	歩道舗装	インターロッキング	透水性	A = 679.4m ²
排水構造物工	自由勾配側溝	W300×H300~800		L = 496.4m
	L型街渠	(一般、乗入、切下、一本落)		L = 554.6m
	L型街渠柵			N = 37.0箇所
	集水柵			N = 5.0箇所
	管理孔設置	D=600、900		N = 3基
	プレキャストボックスカルバート	(1200×1000~1200×1300)		L = 259.9m
縁石工	植樹柵	1400×850		N = 12.0箇所
区画線工	区画線設置	実線、白色、W=150~450		L = 867.4m
	区画線設置	破線、白色、W=150		L = 12.0m
道路付属施設工	照明基礎			N = 4.0基
下水道工事	土工			1式
	管布設工	開削VUφ200		L = 339.4m
	1号組立人孔設置工			N = 4箇所
	小口径人孔設置工	ビソコンクリート製		N = 3箇所
	汚水柵設置工	塩ビ製 φ200mm		N = 15箇所
上水道工事	土工			1式
	配水管布設工	GXダクタイル鋳鉄管 φ75~150		L = 472.1m
	仕切弁設置工			N = 4箇所
	消火栓設置工			N = 2箇所
	空気弁設置工			N = 2箇所
	給水管布設工	φ75~150×φ20		N = 16戸

(6) 予定価格 非公表

(7) 工期 契約日の翌日から平成27年3月31日まで

(8) 部分払 無

(9) 前金払 無

(10) 中間前金払 無

- (1) 最低制限価格 採用
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結までに納入しなければならない。

2 入札参加資格要件等

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 特定建設工事共同企業体の要件

ア 平成26年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者2社による共同企業体とする。ただし、1社が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が、30パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 平成26年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 監理技術者として、「土木一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

ウ 出資比率が、構成員中最大の者であること。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 平成26年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「土木一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

(4) 特定建設工事共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「〇〇・□□特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）
- (3) 技術者の配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者の配置予定書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成26年10月31日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成26年10月31日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
共同企業体入札参加申請書等の受付	平成26年11月7日（金） 午前9時から午後5時まで 平成26年11月10日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成26年11月12日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	競争参加資格確認通知書をもって競争入札参加資格があるものとする。
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成26年11月6日（木） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成26年11月13日（木） 午後3時まで	共通事項5のとおり

質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成26年11月17日（月） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成26年11月25日（火） 午前9時から午後5時まで 平成26年11月26日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成26年11月27日（木） 午前10時00分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請（共同企業体入札参加申請）を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、共同企業体入札参加申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 本案件は、亀岡市大井町南部土地区画整理組合との「基本協定書」に基づく依頼により、亀岡市が入札事務を代行しているものであり、契約の相手方（契約書における発注者）は、「亀岡市大井町南部土地区画整理組合理事長」となる。

(2) 予定価格及び最低制限価格は、「亀岡市大井町南部土地区画整理組合」の工事請負規程に基づき組合が設定する。

なお、組合では予定価格及び設計書等の公表は行っていないため、本案件も組合の取扱いどおり非公表とする。

(3) 今回のような前金保証を伴わない契約保証について、西日本建設業保証株式会社の保証は受けられないことについて注意すること。

(4) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(5) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

- (6) 落札者は、地元建設業支援のために、可能な限りにおいて地元業者を下請けに利用すること。
- (7) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書を送信しようとして、パソコントラブル等により送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (8) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第53号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成26年10月31日

亀岡市長 栗山正隆

記

- | | |
|--------|-------------------------|
| 1 捕獲日時 | 平成26年10月28日
午後4時30分頃 |
| 2 捕獲場所 | 亀岡市大井町土田地内 |
| 3 種類 | 雑種 |
| 4 毛色 | 茶色 |
| 5 性別 | 雄 |
| 6 体格 | 大型 |
| 7 犬の鑑札 | なし |
| 8 注射済票 | なし |
| 9 その他 | 茶色首輪
オレンジ色リード |

(注意) 公告期間満了の日の翌日（平成26年11月3日）までに引取りのないときは処分される。

(連絡先) 京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通) 美 馬 義 晴
栗 山 久美子
西 田 秀 樹
上 村 浩 一

亀岡市環境審議会委員の委嘱を解きます

平成26年10月1日

(各 通) 牧 野 吉 明
人 見 博 子
廣 畑 弘
岩 間 仁 志

亀岡市環境審議会委員に委嘱します

平成26年10月2日

議会事務局欄

規 則

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月4日

亀岡市議会議長 明田 昭

亀岡市議会規則第1号

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「すべて」を「全て」に改める。

第50条第1項中「登壇して」を「演壇又は質問席において」に改める。

第64条を次のように改める。

（質問の方式及び回数等）

第64条 前2条の規定による質問の方式は、質問者の選択により、一括質問の方式又は一問一答の方式のいずれかとする。

2 前項の一括質問方式の質問回数は、同一議員につき3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

3 質問の終結については、第60条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第17号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成25年度行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年10月1日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 西村克己

平成25年度行政監査結果に対する措置状況

指摘事項	講じた措置
<p>教育部</p> <p>(2) 減免基準に基づく決定は適正に行われているか。</p> <p>〔亀岡市中央公民館〕</p> <p>減免申請書において、減免の適用根拠となる理由が不明確なものがあった。また、使用許可申請後に減免申請書が提出されていたが、使用許可申請時に減免された金額で徴収しているものがあった。</p> <p>減免申請書に減免の適用根拠となる理由を明確にされたい。また、減免申請書は使用許可申請と同時に提出し、使用料の徴収を適正にされたい。</p> <p>〔亀岡市文化資料館〕</p> <p>亀岡市文化資料館条例施行規則第7条第1項第4号には、「その他教育長が公益上特に必要と認めた場合」は減免できる規定が定められており、その具体的な運用基準が別途定められているが、亀岡市社会福祉協議会及び文化資料館友の会の取扱いが運用基準と異なっていた。</p>	<p>亀岡市中央公民館使用条例施行規則に基づき、減免の取り扱いについて、適正な事務処理を行うよう徹底した。</p> <p>今回の指摘を受け、別途定めている減免の運用基準を改め、適正な減免手続きを行うこととした。</p>

<p>別途定めている減免の運用基準に基づき、適正な減免の決定をされたい。</p> <p>(3) 施設使用料の減免の事務手続きは適正に行われているか。</p> <p>〔亀岡市中央公民館〕</p> <p>使用許可申請書の使用日時の欄において、使用開始時間の記載はあったが、使用終了時間の記載がないものがあった。</p> <p>使用料の算定根拠が明確になるように書類の整備を図られたい。</p>	<p>使用許可申請書の受付時に記載もれ等がないよう、更なるチェック体制を強化し、適正な事務処理を行うよう徹底した。</p>
--	---

「揭示済」

亀岡市監査公表第18号

地方自治法第199条第5項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年10月2日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 西村克己

1 監査の種類 平成26年度工事監査

2 監査の対象 亀岡市ごみ処理施設整備改良工事

[環境市民部 環境クリーン推進課]

3 監査実施期間 平成26年6月20日から平成26年9月16日まで

4 監査の方法

対象工事については、契約金額1,000万円以上の工事の中から抽出した。

この監査に当たっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、協同組合総合技術士連合と工事監査に伴う技術調査及び技術的指導業務委託契約を締結し、関係書類の調査及び工事現場の視察等の調査を実施した。この監査結果報告は、同連合技術士の調査意見を参考として作

成したものである。

5 監査の結果

契約金額	2,509,500,000円（内消費税 119,500,000円）	
工期	平成24年12月22日～平成28年3月18日	
請負業者	日立造船株式会社	
監査執行日	平成26年8月18日	
工事概要	1 機械設備工事	
	受入・供給設備	一式
	燃焼設備	一式
	燃焼ガス冷却設備	一式
	排ガス処理設備	一式
	余熱利用設備	一式
	通風設備	一式
	灰出設備	一式
	2 電気・計装設備工事	
	電気設備	一式
	計装設備	一式

監査結果

桜塚クリーンセンターは、平成9年の稼働以来13年が経過する中で、平成22年度に精密機能検査（（財）日本環境衛生センターに委託）を行い主要機器の早急な更新が必要であると報告を受けた。平成23年度には長寿命化計画を策定し、全3炉の主要設備の改修を実施することにより、平成42年度までの延命化が可能となり新設よりも経済的で効率的であるという結論がえられたことから、4年間（平成24年度～平成27年度）をかけ計画的に基幹的設備改良工事を実施する計画としたところである。

本工事は、長寿命化計画に基づき、老朽化した設備、機器の更新及び効率化を図るもので、延命化、二酸化炭素排出量の3%以上の削減、機能回復を目的とした大規模改修工事である。

本工事監査においては、書類審査として設計積算に関する書類、経理事務に関する書類、契約に関する書類及び施工管理に関する書類の調査を実施した。また事前に長寿命化計画、見積発注仕様書、入札発注仕様書、実施設計図書が準備され、工事の目的、詳細な内容等について確認できた。また書類審査に必要な資料はすべて準備され、項目ごとに整理されており、内容もおおむね妥当であったと判断した。

また、現場審査においては、工事資材・器材の配備、整頓状況、健康に配慮した作業環境、事故防止・安全確保措置の状況等を確認したほか、平成24年度、平成25年度に実施済の工事内容についても目視の範囲において確認を行ったところ、おおむね適切であると判断した。

◎事業計画に関する書類について

平成23年度に15年の延命化を目標とした長寿命化計画策定を(財)日本環境衛生センターに委託し、補修・改良対象を2炉とするか3炉とするかを検討し、3炉を工事対象と決定したうえで、新規の炉を建設するケースと3炉を延命化するケースを投資額、維持管理費、操業の安定等について詳細に比較検討した結果、本工事内容の3炉を補修対象にする方式が最良と判定した。その計画内容は現在までの当センターで蓄積された補修箇所、その維持費用等各種データを十分解析したものであり、妥当な業務内容であったと判断した。

◎契約に関する書類について

本工事の契約については、平成24年10月18日に一般競争入札を執行し、入札参加者数は1者で、入札回数は第1回目で落札され、その落札率は90.58%であった。平成24年度から平成27年度の4年間の仮契約を締結した。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第2条に基づき12月議会の議決を得た後、請負業者は工事着工までに「施工計画書、工事工程表、その他必要な図面等」を提出し、環境クリーン推進課の担当者と十分な検討を行い、工事着手の承認手続きを行ってから平成24年12月22日に工事に着手しており、契約から工事開始までの業務遂行の内容は妥当と判断した。

◎計画目標の達成について

延命化については、過去の維持管理内容の精査を行い補修・改良する箇所を的確に特定し、二酸化炭素排出量の3%以上の削減については、インバーターの採用等で省エネルギーを図り、機能回復・安全操業のためにも電源用受電盤等の共通設備の更新などの確に計画されており、その技術的内容は妥当と判断した。

◎施工計画書に関する書類について

3炉を順次改修する工事であり、隣接の炉は稼働中であることから綿密な工事計画が必要であり、解体、搬出、新規の重量機器・材料等の搬入、溶接・火気使用等の危険な工事などが予想され、予め十分な施工計画が必要である。施工計画書の内容はほぼ妥当と判断した。

◎工事記録簿及び工事記録写真帳の書類について

内容は十分かつもれなく整理されており、その内容は妥当と判断した。

◎検査記録表、工事材料承認書、使用材料の納入伝票の書類について

重要項目は市の審査はもちろんのこと施工監理を請け負う(株)日産技術コンサルタント京都事務所も審査を実施しており、その内容は妥当と判断した。

◎各関係官公庁への許認可申請関係書類について

各種許認可の手続きは妥当と判断した。

◎安全・無事故無災害について

現場の安全体制、現場作業員に対する新規入場者教育、日常のKY活動(RKY活動)等の徹底が関係書類で確認でき、その内容は十分でかつ妥当と判断した。

本工事は繰り返し同じ内容の工事をあと1.5年実施する予定であり、注意が必要なのは「マンネリからくる安全に対する意識の低下」である。①安全教育の徹底、②RKY活動の徹底、③安全を鼓舞する表示、④毎日の安全パトロールの実施などを繰り返し、マンネリを解消していただきたい。

③の表示に対しては、緑十字の安全旗を現場事務所の壁面に提示するなどを要望する。

◎環境関連の対策について

炉の解体工事を行う場合のダイオキシンによる作業員への健康被害には十分な注意が必要である。請負業者は厚生労働省の指針に沿っての汚染度の測定とその汚染度に適した保護具等の装着、汚染部の除染方法、発生した汚染物の最終処分方法等についての確な対応を実施しており、その実施内容は妥当と判断した。

◎試運転について

1号炉はすでに補修改良工事が完成し、市の完成検査に合格している。その工事終了後の試運転の検査結果を確認するため、引渡性能試験のデータを求めその内容を精査したが、その処理能力の測定では保証値（1炉につき60t/24h）をクリアし、その内容は妥当と判断した。また、ごみの低位発熱量の測定、排ガスの測定（ばいじん濃度、硫黄酸化物濃度、塩化水素濃度、窒素酸化物濃度、一酸化炭素濃度、ダイオキシン類濃度）焼却残渣の熱灼減量、焼却灰及び処理飛灰中のダイオキシン類含有量、燃焼室出口温度その他のデータも法的規制値をクリアし、妥当な値であると判断した。

◎1号炉工事完了後の二酸化炭素削減率について

二酸化炭素削減率については、全工事完了時に正式な検証を行うこととなっているが、参考データとして請負業者から計算書が平成26年5月26日に提示を受けていた。

改良前の一日当たりの電力使用量と改良後（平成26年2月28日）の使用量の差から二酸化炭素削減量を「換算」すると、「9.8%」の削減率となっており、その内容は妥当と判断した。（換算値…1kWh=0.000561t-CO₂）

なお、全工事完了後の目標値は3%以上で（計画値は「5.4%」）であり、大きく上まわっている。

◎現場調査について

既に完了している平成24年度工事は共通設備を主体に行い、特に電気室内の高圧受電関連を調査したが、順調に稼働しており、問題の発生もなく経過しており概ね妥当と判断した。ただし、高圧配線の受電盤までの引き込み線等は更新していないが、更新時期を吟味して今後対応することを希望する。

1号炉関連工事もすでに完了し、順調に稼働していることを確認した。

2号炉の整備・改良工事については工程表に沿って順調に遂行されていることを確認した。工事現場の整理整頓は十分に行われ、危険箇所は見当たらなかった。

なお、平成24年度工事開始から現在まで無事故無災害を継続中であることは大いに評価する。

以上が、工事監査の結果である。監査執行の過程において軽易なものについては、調査実施日に口頭で指導を行ったところである。

本クリーンセンターの排ガス処理設備では集塵機に触媒ろ布を採用してダイオキシンを分解し、また飛灰をキレート剤と混練し安定化して規制値以下にて処理しており、排ガス、飛灰処理ともに問題は発生していないが、今後も「飛灰関連装置の定期的な補修と定期点検・安定運転」に努

められたい。

また、引続き無事故・無災害で改良工事が完成することを願う。

今後も社会保障関連経費や公共施設などのインフラの維持管理経費の増大など、厳しい財政状況が予想される。既存の公共施設については、もっとも費用対効果の高い維持管理を行うとともに、現有資産の有効活用に努め、複雑多様化する市民ニーズに応えられる施設整備、社会基盤整備に努められることを期待する。

「揭示済」

公平委員会欄

告示

亀岡市公平委員会告示第6号

下記の団体は、地方公務員法第53条の規定に適合することを認め、これを登録したので、職員団体の登録に関する規則第10条の規定により次のとおり告示する。

平成26年10月15日

亀岡市公平委員会
委員長 小田博子

- 登録団体
亀岡市職員組合
代表者 代表 新木本 朋子
(主たる事務所所在地)
亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所内
- 登録年月日 平成26年10月15日
- 登録番号 平成26年公平第7号

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第13号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

平成26年10月8日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成26年10月8日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名		住所
282	俺達の株式会社	代表取締役	宮越匠太郎	京都市伏見区久我御旅町1-2

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第14号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

平成26年10月8日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成26年10月8日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
273	俺達の株式会社	代表取締役 宮越匠太郎	京都市伏見区久我御旅町1-2

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第15号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

平成26年10月29日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事

事業者規程第10条の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成26年10月29日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
274	川勝工業	川勝 祐二	亀岡市馬路町小松ヶ鼻24-1

「揭示済」